

2016年3月18日

法学類生（2014年度及び2015年度入学生）各位

法学類長

早期卒業要件の緩和について

2016年度入学生のための法学類細則のうち、早期卒業（3年の在学をもって卒業すること）の申請及び認定要件を定める第19条は、2014年度以降に入学した学生にも適用します。これに伴い、2016年度以降、第3学年の法学類生のうちGPA2.8以上の者は、別途掲示する期間に早期卒業を申請できます。

なお、GPAが3.0未満2.8以上の場合、第3学年の終了時に卒業に必要な単位を修得しており、かつ、本学の大学院人間社会環境研究科法学・政治学専攻（博士前期課程）又は法務研究科の入学試験に合格し、進学も確約できることが、早期卒業の要件となります（GPAが3.0以上の場合には、従来通り、大学院進学要件はありません）。

参考：法学類細則新旧対照表（別紙）

以上

参考：法学類細則新旧対照表（2016年3月8日法学類会議承認）

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>法学類細則</b></p> <p style="text-align: right;">2016年4月</p> <p>第1～第3章（略）</p> <p><b>第4章 卒業</b></p> <p>（早期卒業・学域規程第21条関係）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 早期卒業の申請をするには、直近の学期までのGPA値が<b>2.8</b>以上であり、かつ修得単位数が、申請の時期に応じて以下の基準に達していなければならない。</p> <p>イ 第3学年前期の<b>履修登録手続期間内</b>に申請する場合 84単位以上</p> <p>ロ 第3学年後期の<b>履修登録手続期間内</b>に申請する場合 105単位以上</p> <p>（</p> <p>3 早期卒業の申請をした者については、第3学年の終了時において、学域規程第21条第1項、別表第2及び本細則別表第1に定める</p>	<p style="text-align: center;"><b>法学類細則</b></p> <p style="text-align: right;">2015年4月</p> <p>第1～第3章（略）</p> <p><b>第4条 卒業</b></p> <p>（早期卒業・学域規程第21条関係）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 早期卒業の申請をするには、直近の学期までのGPA値が3.0以上であり、かつ修得単位数が、申請の時期に応じて以下の基準に達していなければならない。</p> <p>イ 第3学年前期の履修登録手続期間内に申請する場合 84単位以上</p> <p>ロ 第3学年後期の履修登録手続期間内に申請する場合 105単位以上</p> <p>（</p> <p>3 早期卒業の申請をした者については、第3学年の終了時において、学域規程第21条第1項、別表第2及び本細則別表第1に定める</p>

<p>卒業に必要な単位を修得し、かつ GPA 値が 3.0 以上である場合又は GPA 値が 2.8 以上であり、本学大学院人間社会環境研究科法学・政治学専攻又は法務研究科の入学試験に合格しており、同専攻又は同研究科への進学を確約できる場合に限り、早期卒業を認定する。</p> <p>第 5 章, 第 6 章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (第 4 条第 2 項から第 5 項, 第 5 条第 1 項, 第 5 条の 3, 第 6 条, 第 8 条第 2 項, 第 10 条, 第 16 条第 4 号, 第 19 号第 2 項及び同 3 項関係)</p> <p>この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学者から適用する。ただし第 10 条の改正のうち「海外語学研修」を削除する部分は平成 25 年度入学者から適用し、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 26 年度入学者から適用する。</p> <p>別表第 1, 別表第 2 (略)</p>	<p>卒業に必要な単位を修得し、かつ GPA 値が 3.0 以上である場合に限 り、早期卒業を認定する。</p> <p>第 5 章, 第 6 章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第 1, 別表第 2 (略)</p>
--	--